

新型コロナウイルス感染症に関する本校の対応（改訂版）

1. 毎日の健康管理について

- 本校生徒（職員）は、毎朝検温し、健康観察チェックシート（健康自己管理シート）への記入をお願いします。発熱や風邪症状等気になる症状がある場合は、欠席して頂き、症状が改善するまで自宅待機をお願いします。⇒その場合、生徒は欠席とはなりません。
- 登校時には手洗い・手指消毒・うがい・マスクの着用を必ず行うようお願いします。

2. 次の症状がある場合は宮城県の健康相談窓口にご相談又はかかりつけ医にご相談・受診してください。

生徒（職員）・同居者に

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - 重症化しやすい方で発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合
 - 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪症状が続く場合
- ※症状が4日以上続く場合は必ず相談 ※解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様



《宮城県の相談窓口》 電話：022-211-3883, 022-211-2882 受付：24 時間

3. 発症時の対応（感染疑い・濃厚接触含む）

本校生徒（職員）・本校生徒（職員）の同居者が、感染の疑い又は感染・発症の場合



ケース	在校生徒（職員）が発症した場合	在校生徒（職員）が濃厚接触した場合	同居者が発症者と濃厚接触した場合
学校業務	県（保健所）と学校内における活動の様態、接触者の多寡等、総合的に考慮し、学校の全部又は一部の臨時休業の必要性について相談して判断する	通常通り	通常通り
当該者の対応	宮城県の相談窓口にご相談の上、生徒（職員）は、指定医療機関に入院	保健所からの指示の下、自宅等で待機、検温、健康観察	保健所からの指示があった場合、自宅等で待機、検温、健康観察
生徒登校（出勤）の可否	当該生徒（職員）、濃厚接触者にあたる生徒（職員）は登校（出勤）不可 他の生徒（職員）は状況に応じて判断	当該生徒（職員）のみ登校（出勤）不可 他の生徒（職員）は可	当該生徒（職員）は保健所に、ご自身の対応を確認してください。 他の生徒（職員）は可
出席（出勤）停止期間	（当該者） 治癒するまで （濃厚接触者にあたる者）14 日間 （他の生徒・職員） 状況に応じて判断	14 日間（最後に濃厚接触をした日から）	接触した濃厚接触者について保健所の判断が出るまでの期間
環境対応	消毒業者による消毒（全部又は一部）	清掃・換気・消毒	清掃・換気・消毒

※その他校長が認める場合は必要な期間出席停止とする。

（例. 基礎疾患等がある場合⇒主治医や学校医に指示された期間）